

岩手県 奥州市 医師養成事業 奨学生募集のご案内

これからの奥州市の地域医療を支える医学生等を応援します！！

奥州市内 種山高原 星座の森の宮沢賢治「風の又三郎」像

募 集 内 容

募集人員 1名程度(応募者多数の場合は、奥州市及び金ヶ崎町の方を優先します。)

貸付金額 月額 30万円(定額)

入学一時金 1,080万円(定額：※1)

入学準備金 360万円を限度(義務履行加算あり)

入学準備金(胆江梓) 200万円(義務履行加算なし)

※1 入学一時金の貸付は、私立大学入学者のみです。ただし、大学独自の奨学金制度を併用した方は貸付対象外です。 ※最大で6年間で3,800万円貸付け。

応募資格 奥州市立病院及び診療所の医師として業務に従事する意思がある方

募集期間 令和8年2月2日(月)から令和8年6月12日(金)まで(※2)

※2 貸付決定者が募集人員に達した場合は、期限前でも申請受付を締め切ることがあります。

選 考 面接及び書類審査 令和8年3月14日(土)(※3)

※3 3月12日(水)以降に申請書を受理した方の選考は別途お知らせします。

償還免除 医師免許を取得し初期臨床研修終了後に貸付期間(※4)と同じ期間、奥州市立病院又は診療所で勤務(義務履行)した場合は貸付金額の償還を免除します。

※3 貸付期間とは、月額貸付を受けた期間に、入学一時金の貸付けを受けた方は3年、入学準備金の貸付けを受けた方は、30万円を1月とし最大12月(1年)を加算した期間。

ただし、入学準備金(胆江梓)は加算の対象期間にはなりません。

応募方法 募集要項及び奥州市医療局ホームページにて詳細をご確認のうえ、下記問い合わせ先まで郵送または持参にてお申込みください。

問合せ先 岩手県奥州市医療局医師確保推進室 担当：浦川・渋谷・尾形

〒023-0053 岩手県奥州市水沢大手町3-1 総合水沢病院内

TEL 0197-25-3833 FAX 0197-25-3832

ホームページ <https://www.city.oshu.iwate.jp/iryokyoku/saiyo/3/index.html>



1 制度の概要

奥州市医師養成奨学資金貸付制度は、将来、奥州市立病院等の医師として業務に従事(義務履行)しようとする方に対して、奥州市が奨学資金を貸付けする制度です。

貸付けを受けた医学生や臨床研修医、医学研究機関の研究者、大学院生が、将来、奥州市立病院及び診療所で一定期間勤務した場合、奨学資金の返還が免除されます。

※奥州市立病院等：総合水沢病院、国民健康保険まごころ病院、国民健康保険前沢診療所、国民健康保険衣川診療所

2 貸付けの申請

奨学資金の貸付けを受けようとする方は、奥州市医師養成事業奨学生募集要項8で定める書類を提出してください。

3 貸付けの決定

募集要項8で定める書類を受理した後、書類審査及び面接試験により、貸付けの採否を判定し、面接試験後10日間程度で申請者本人に対して文書により通知します。

なお、貸付けを決定した場合は、保証人連署の誓約書を提出していただきます。

4 貸付けの中止

奨学資金の貸付けを受けた方(以下「借受者」といいます。)が、次の事項のいずれかに該当することとなった場合は、奨学資金の貸付けを中止します。

- (1) 大学又は大学院を中途に退学、研究所を退所、又は臨床研修をやめたとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 上記(1)から(5)に該当するもの以外で、奨学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

5 貸付けの休止

借受者が休学、停学処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から休学又は停学を終えて復学した日の属する月までの期間の分は月額貸付金の貸付けを行いません。

6 奨学資金の償還

借受者が次のいずれかに該当する場合には、奨学資金を償還しなければなりません。

- (1) 奨学資金の貸付けを中止されたとき。
- (2) 大学を卒業した後、規則で定める期間(5年)内に医師国家試験に合格しなかったとき。
- (3) 試験に合格した後、規則で定める期間(2年)内に臨床研修を行わなかったとき。

- (4) 臨床研修を行った後、規則で定める期間(10年)内に奥州市立病院等で勤務しなかったとき。
- (5) 前記(4)の10年に、奨学資金の貸付けを受けた期間及び入学一時金の貸付けを受けた方は更に3年、入学準備金の貸付けを受けた方は、入学準備金を30で除した月数を加算した期間内に、市立病院等の勤務期間が貸付期間に満たなかったとき。

7 償還利息の算定

借受者は、前記の償還事由が発生したときは、貸付額に、貸付対象者毎に定めた期間(※)の日数に応じて、年7.1%の割合で計算した利息を支払わなければなりません。

なお、利息計算で100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。

また、正当な理由がなく償還額を償還期日までに償還できなかったときは、償還期日の翌月から償還日までの日数に応じて、償還額に年10.95%の延滞利息を支払わなければなりません。

(※ 償還利息の起算日：医学生は卒業日の翌月1日から起算し、臨床研修医・研究機関研究生・大学院生は、修了日や退所日の翌月1日から起算します。)

8 償還等の免除

借受者が次のいずれかに該当するときには、貸付額の償還及び利息相当額の支払に係る債務の全部又は一部が免除される場合があります。

(1) 義務履行期間の満了による場合【全額免除】

臨床研修後、貸付期間(※募集要項6参照)に10年を加算した期間内に奥州市立病院等に通算して貸付期間を医師として勤務したときは奨学資金の償還債務の全額が免除されます。

(2) 一部の期間のみ義務履行した場合【一部免除】

臨床研修を行った後、貸付期間に10年を加算した期間内に奥州市立病院等に医師として勤務したときは、奨学資金の償還債務の一部が免除される場合があります。

(3) 義務履行の継続が困難であると認められる場合【全額又は一部免除】

奥州市立病院等に医師として勤務している期間中に死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため義務履行を継続することができなくなったときは、奨学資金の償還債務の全部又は一部が免除される場合があります。

(4) 償還できない事由の発生による場合【全額又は一部免除】

災害、病気、負傷その他やむを得ない理由により、前記の償還しなければならない事由(奨学資金の貸付を中止されたときを除く。)に該当するとき、又はその他特別の事情があると認めるときは、奨学資金の償還債務の全部又は一部が免除される場合があります。

9 償還等の猶予

借受者が次のいずれかに該当する場合は、その事由が継続している期間、貸付額の償還及び利息相当額の支払に係る債務の履行が猶予される場合があります。

- (1) 奥州市立病院等において医師として勤務しているとき
- (2) 臨床研修を行っているとき
- (3) 大学の研究室等において研究しているとき
- (4) 災害、病気、負傷その他やむを得ない理由があるとき

10 借用証書

借受者は、貸付けが完了したとき、又は貸付けが中止されたときは、すでに貸付けを受けた奨学資金の総額に係る奨学資金借用証書を提出しなければなりません。

11 借受者の専攻診療科

借受者の専攻診療科は、奥州市立病院等の標榜診療科等(※)を考慮のうえ決定するようにしてください。

※ 標榜診療科等：内科、精神科、神経内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、麻酔科、総合診療科

12 義務履行の場合の診療科

奥州市立病院等の標榜診療科以外の専攻診療科を専攻した場合の義務履行については、借受者の専攻診療科に関わらず、奥州市立病院等の標榜診療科で医師としての業務に従事していただくことがあります。

13 専門研修プログラムについて

初期臨床研修終了後の専門研修プログラムについては、将来の奥州市立病院等での義務履行を考慮し、岩手県立胆沢病院内科専門研修プログラム等の岩手県立病院専門研修プログラムや岩手医科大学専門研修プログラム等を選択して専門研修を行うようにしてください。

14 奥州市立病院等への診療応援期間の義務履行期間換算

奥州市立病院等以外での専門研修期間中(奨学資金償還猶予期間中)に週1回奥州市立病院等に診療応援した場合は、その期間を義務履行期間に換算します。

15 義務履行期間中の大学院や公的基幹病院等での週1回の専門研修

奥州市立病院等に勤務しながら、キャリア形成のため必要と認める場合は、週1回専門病院や大学病院等での研修参加を認め、研修期間も義務履行期間と見なします。

16 届出

借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を届出なければなりません。

定期届出

毎年、4月15日までに、学業成績証明書(前学年分)と健康診断書(前学年分)

異動届出(主なもの抜粋)

- (1) 本人又は保証人の氏名、住所又は本籍等を変更したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (4) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (5) 進級できなかったこと等により同一学年の課程を再度履修する事実があったとき。
- (6) 医師の免許を取得したとき。
- (7) 大学の研究室その他医学に関する研究機関において研究することとなったとき。